

湖北行政事務組合環境保全率先実行計画

(2025 (R7) 年度 ~ 2030 (R12) 年度)

湖北行政事務組合

(岡谷市・下諏訪町・辰野町)

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	計画の背景	1
(2)	計画の位置づけ	1
2	湖北行政事務組合の概況と基本的事項	2
(1)	湖北行政事務組合の位置と事業概況	2
(2)	地球温暖化実行計画（区域施策編）の策定状況	3
(3)	基本的事項	4
ア	計画期間	4
イ	計画の範囲	4
ウ	計画対象とする温室効果ガス	4
エ	温室効果ガス排出量の算定方法	4
3	温室効果ガスの排出状況	4
4	温室効果ガスの排出削減目標	6
5	削減目標達成に向けた取組	6
(1)	基本方針の考え方	6
(2)	施策体系と具体的な取組内容	7
6	計画の推進と点検に関する事項	9
(1)	計画の推進と公表	9
(2)	計画の推進体制	10

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画の背景

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、異常気象の頻発や激化、干ばつや海面上昇など、世界中で様々な問題を引き起こしています。災害の発生だけでなく、農作物や生態系への影響、健康被害など様々な影響を及ぼしていることから、全世界が喫緊に取り組まなければならない最も重要な課題のひとつと言えます。

2015（平成27）年、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとして、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする。）ことを世界共通の目標とする「パリ協定」が採択され、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

政府は「パリ協定」を踏まえ、平成28年5月に日本の温室効果ガス削減の中期目標として、2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で26%減を水準とする「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、国民一人ひとりの自発的な行動を促進する普及啓発の強化、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じるため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を一部改正して公布・施行しています。さらに、令和2年10月以降、令和32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化対策の動きを加速させています。

長野県においても「気候非常事態宣言－2050ゼロカーボンへの決意－」（令和元年9月）を宣言するとともに、令和2年4月、令和32年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための「長野県気候危機突破方針」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。また、本組合を構成する岡谷市、下諏訪町、辰野町においても、「ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、それぞれ地球温暖化対策における各種施策を推進しています。

こうした状況を踏まえ、本組合においても地球温暖化問題の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け積極的に取り組むため、地球温暖化対策推進法の規定により「湖北行政事務組合環境保全率先実行計画」を策定し、組合内における地球温暖化対策をより一層推進するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけ、全職員が共通認識のもと、本組合の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷を低減するための取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

*** 地球温暖化対策計画**

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第8条に基づき策定されたもの。令和3年10月に行われた最新の改定では、温室効果ガスの削減目標を「2050年までに実質ゼロ（ゼロカーボン）達成」に変更し、「2030年までに50%削減の達成」を中間目標とされています。

一方、地球温暖化対策推進法では、地方公共団体を一つの事業所としてみなし、地方公共団体に対し、地球温暖化対策計画を踏まえ、事務等によって排出される二酸化炭素量を削減する方策を定めた「事務事業編」と、住民や事業者による取組も含む「区域施策編」の2つの地方公共団体実行計画を策定することが求められています。

2 湖北行政事務組合の概況と基本的事項

(1) 湖北行政事務組合の位置と事業概況

本組合は、地方自治法第285条に基づく複合的一部事務組合として、長野県岡谷市、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡辰野町が共同で事務を行うために、昭和37年7月28日に県知事の許可を受け、組織、開設されました。

共同処理する事務として当初は、し尿処理施設事務（湖北衛生センター）のみ実施していましたが、その後、岡谷市・下諏訪町における共同事務として火葬場事務（湖北火葬場）を行うこととなり、現在に至っています。また、組合規約において、事務所の位置は岡谷市役所内（長野県岡谷市幸町8番1号）としています。事業の概況は表1のとおりです。

表1 湖北行政事務組合における共同事務の状況

共同処理事務	共同処理事務概要 施設概要	施設位置 現施設の稼働年月	関係市町
し尿処理施設事務	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の設置及び経営に関する事務 湖北衛生センター 処理能力 50kl/日 処理方式 標準脱窒素処理方式 +高度処理 	辰野町 平成3年4月	岡谷市 下諏訪町 辰野町
火葬場事務	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場の設置及び管理・運営に関する事務 湖北火葬場（湖風苑） 火葬炉設備 火葬炉4基（台車式寝棺炉）、バグフィルター集塵機2基（一日最大7件） 	岡谷市 平成21年10月	岡谷市 下諏訪町

(2) 地球温暖化実行計画（区域施策編）の策定状況

(1) のとおり、本組合は1市2町からなる一部事務組合であり、設置されている2施設も、岡谷市、辰野町にそれぞれ設置されています。

一方、両市町においても、地球温暖化対策推進法第19条に規定されている市町村区域ごとの地方公共団体実行計画（区域施策編）がそれぞれ策定されており、法律で定めている計画期間、実行計画の目標、実施しようとする取組内容等が記載されています。両計画の概要は表2のとおりです。

本計画の策定に当たっては、一定の考え方のもと、岡谷市及び辰野町における地方公共団体実行計画（区域施策編）と整合を図ることが重要です。

表2 岡谷市・辰野町における地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要

項目	岡谷市	辰野町
計画名称	第5次岡谷市環境基本計画 (第2次岡谷市地球温暖化対策 実行計画)	辰野町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
計画期間	2025 (R7) 年度～2030 (R12) 年度 (6年間) ※2024 (R6) 年度に見直し	2024 (R6) 年度～2030 (R12) 年度 (7年間)
実行計画の 目標	(区域内) 2013 (H25) 年度比 二酸化炭素排出量 57%減 (業務その他部門) 削減目標 記載なし	(区域内) 2013 (H25) 年度比 二酸化炭素排出量 65%減 (業務その他部門) 削減目標 64%減
実施しようと する措置の内容	(基本方針) ・再生可能エネルギーの使用促進 ・省エネルギーの推進 ・地域環境の整備・改善	(基本方針) ・みんながずくを出して取り組む ・最善・最適な投資で未来につな げる ・環境リテラシーを高める

* 実行計画の目標における「業務その他部門」

地方公共団体実行計画（区域施策編）では、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出は「産業部門」に区分されていることに対し、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出として区分されています。湖北衛生センターや湖北火葬場におけるエネルギー消費に伴う活動は、「業務その他部門」に区分されます。

(3) 基本的事項

ア 計画期間

計画期間について、岡谷市および辰野町の実行計画（区域施策編）を踏まえ、2025（R7）年度から2030（R12）年度の6年間とします。また、計画推進のため毎年の進捗状況を確認の上、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

計画期間 2025(R7)年度から2030(R12)年度までの6年間

イ 計画の範囲

本計画の対象となる範囲は、組合が実施する事務事業全般とし、組合で共同処理事務を行っている2施設を対象とします。ただし、湖北火葬場については、様々な業務を民間委託しているため、民間委託等をしている業務は本計画の対象から除くこととします。

ウ 計画対象とする温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは、法律で定められた7物質のうち、組合の事務事業から一定の排出量があると考えられる「二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン」の4物質を対象とします。

表3 本計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な排出要因	関係する指標
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼 電気の使用	電気、灯油、重油、都市ガス、LPガス、ガソリン、軽油の使用量
メタン（CH ₄ ） 一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼	公用車の走行距離
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用	公用車の使用台数

エ 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画の温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数及び地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル等に基づいて算定します。

3 温室効果ガスの排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）及び2023（令和5）年度に排出した温室効果ガスの排出状況を表4に示します。

本組合における温室効果ガス排出に係る活動は、湖北衛生センター（し尿処理施設）、湖北火葬場の運営及び公用車での移動によるものがありますが、活動全体では、基準年度と比べて 107.235 t-CO₂ の削減量、18.77%の削減率となりました。

基準年度と令和5年度を比較した活動ごとの内訳では、火葬場での削減率は約18%、衛生センターの削減率は約19%となっています。また、公用車使用に係る排出量（二酸化炭素基準）は、基準年度では 28.28 kg-CO₂、令和5年度では 27.76 kg-CO₂ となり、削減率は約1.8%となっています。

湖北火葬場は、本体施設と室内空調について都市ガスにより稼働していますが、室内空調設備についてフィルター清掃によりガス使用量が大きく減少したことが、二酸化炭素排出量の減少率に反映されたものと考えられます。

衛生センターは平成3年度に設置した施設で、施設設備も当時のまま使用している状況です。基準年度以降、し尿の投入量の減少があったほか、電力売買契約の際に、電力料金等とともに環境負荷低減を考慮した電力会社との契約により電力使用量が削減されたことが、二酸化炭素排出量の削減につながったものと考えられます。

表4 本組合における温室効果ガスの排出状況（平成25年度・令和5年度）

項 目		平成25年度 (基準年度)	令和5年度	削減率
二酸化炭素 (CO ₂ , kg-CO ₂)		571,173.3	463,937.9	△18.77%
湖北衛生セン ター	灯油 (ℓ)	2,805	1,265	△54.90%
	LPガス (kg)	72	6	△91.67%
	電気 (kwh)	765,826	743,115	△2.97%
	施設合計排出量 (kg-CO ₂)	331,609.9	267,524.5	△19.32%
湖北火葬場	都市ガス (m ³)	75,707	64,105	△15.32%
	電気 (kwh)	194,831	160,155	△17.80%
	施設合計排出量 (kg-CO ₂)	239,561.2	196,413.4	△18.01%
公用車使用	ガソリン (ℓ)	759	576	△24.11%
	軽油 (ℓ)	140	160	+14.29%
	合計排出量 (kg-CO ₂)	2.2	1.7	△22.73%
メタン (CH ₄ , kg-CH ₄)		0.00011	0.00008	△27.27%
公用車使用	走行距離 (km)	10,687	7,894	△26.13%
一酸化二窒素 (N ₂ O, kg-N ₂ O)		0.0003	0.0002	△33.33%
公用車使用	走行距離 (km)	10,687	7,894	△26.13%
ハイドロフルオロカーボン (HFC, kg-HFC)		0.020	0.020	±0
公用車使用	使用台数 (台)	2	2	±0
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素基準、t-CO ₂)		571.199	463.966	△18.77%

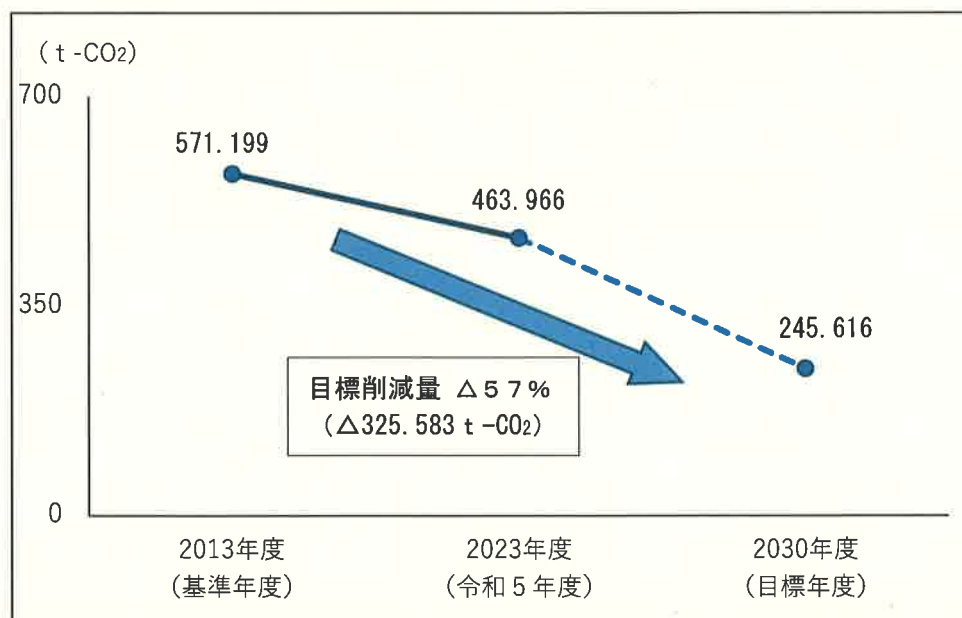
4 温室効果ガスの排出削減目標

政府の地球温暖化対策計画に基づき、各地域で地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されています。

「2 湖北行政事務組合の概況と基本的事項」のとおり、本組合では、岡谷市と辰野町にそれぞれ施設が設置されている一方、岡谷市・辰野町には、それぞれ実行計画（区域施策編）が策定されています。湖北衛生センターは辰野町内に設置されているものの、地籍は両市町の市町境に設置されており、岡谷市に最も近くなっていることから、岡谷市の実行計画（区域施策編）をもとに削減目標を定めます。

岡谷市の実行計画（区域施策編）である「第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）」では、区域内における温室効果ガスの削減目標を、2013（平成25）年度比で57%としていることから、本組合における活動の削減目標も同様に57%（245,604 t-CO₂）以上削減することを目標とし、最終目標として、2050（令和32）年度における基準年度比の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするよう目指します（図参照）。

図 温室効果ガス排出量と削減目標



5 削減目標達成に向けた取組

(1) 基本方針の考え方

本組合では、湖北衛生センター・湖北火葬場の両施設に係る活動がほとんどであることから、両施設における省エネルギーの推進は最重要です。

また、職員の積極的な取組も必要であることから、温室効果ガス削減の基本方針を以下に定めます。

【温室効果ガス削減の基本方針】

- 1 施設における省エネルギーの推進
- 2 職員の意識向上による燃料等使用の削減

(2) 施策体系と具体的な取組内容

基本方針を踏まえ、施策体系及び基本施策を表5に示します。
また、施策ごとの具体的な取組内容を次のとおりです。

表5 基本方針と施策体系

基本方針	施 策
1 施設における省エネルギーの推進	(1) 施設の省エネルギー化
	(2) 電力契約における環境負荷の低減
	(3) 再生可能エネルギー導入の研究
	(4) 環境に配慮した施設整備の推進
2 職員の意識向上による燃料等使用の削減	(1) 電気及び各燃料使用量の削減
	(2) 公用車の燃料使用量の削減
	(3) 用紙類の削減
	(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
	(5) 環境保全に関する意識啓発

基本方針1 施設における省エネルギーの推進

温暖化効果ガスの排出状況でみたように、本組合の活動は湖北衛生センター、湖北火葬場の両施設によるものがほとんどです。施設の省エネルギー化が温室効果ガスの削減に直接影響をもたらすことから、以下の取組を強く推進します。

1- (1) 施設の省エネルギー化

施設整備では、電気設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を推進します。

また、ZEB基準相当に適合させるための事業、省エネルギー基準に適合させるための改修事業、LED照明の導入のための改修事業を推進します。なお、改修等工事の際は、省エネルギー型機器、工法の導入を採用します。

さらに、長野県等が行う省エネ診断を活用しながら、施設の省エネルギー化に努めます。

1- (2) 電力契約における環境負荷の低減

電力売買契約について、引き続き電気料金等と合わせ環境負荷（温室効果ガスの排出）の低減を考慮し、契約等の手続を行います。

1－（3）再生可能エネルギー導入の研究

「第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）」における「岡谷市再生可能エネルギーポテンシャル調査」によると、岡谷市では太陽光発電の導入が高く評価されています。このことから、施設や敷地における再生エネルギー導入可能性の研究を進めます。

1－（4）環境に配慮した施設整備の推進

施設・設備の修繕更新に当たっては、高い断熱性や自然光を効率的に取り入れるなどの省エネルギー型構造を採用します。

基本方針2 職員の意識向上による燃料等使用の削減

湖北衛生センターや湖北火葬場は、職員により使用されるケースがほとんどとなっています。以下の取組により職員の意識の向上を図り、燃料等使用の削減に努めます。

2－（1）電気及び各燃料使用量の削減

事務室内等では、昼食休憩時の消灯を徹底、廊下の部分点灯や人感センサー照明の設置を検討するとともに、更衣室、湯沸室などは不要時の消灯に努めます。また、自然採光を利用し、明るい時間帯の照明利用を抑制します。

照明設備については、蛍光灯などからLED等省エネルギー型の照明機器への更新を推進し、OA機器は、省電力モードの活用や、帰宅時等にこまめに電源を切るなど節電に努めます。利用していない機器等はプラグを抜く、省エネタップの使用等、待機電力の削減に努めます。

また、空調運転は、冷房28℃、暖房20℃を目安とし、適切な温度設定とするとともに、クールビズ、ウォームビズを推進します。

2－（2）公用車の燃料使用量の削減

長距離出張は公共交通機関の利用を推進するほか、運転の心がけにより不要なアイドリングやエアコンの使用は控えるなど、国のエコドライブ普及推進連絡会が策定した「エコドライブ10のすすめ」を参考にし、省エネ運転に努めます。

2－（3）用紙類の削減

両面コピー、両面印刷及び集約印刷を徹底し、裏紙専用トレイをコピー機付近に設置するなど用紙類の縮減を図ります。

また、業務・会議等におけるICT機器の活用による資料等の削減や、行政手続きのオンライン化、電子決裁や電子ファイリングの検討を行います。

2－（4）廃棄物の減量とリサイクルの推進

ごみの分別、リサイクルを徹底します。使用済封筒の再利用等、資源化を図ります。

2 - (5) 環境保全に関する意識啓発

推進員を中心に、環境保全に関する情報の把握・提供を図り、職員の意識向上に努めます。また、SDGsの17の目標のうち環境保全に係る取組を推進します。

6 計画の推進と点検に関する事項

(1) 計画の推進と公表

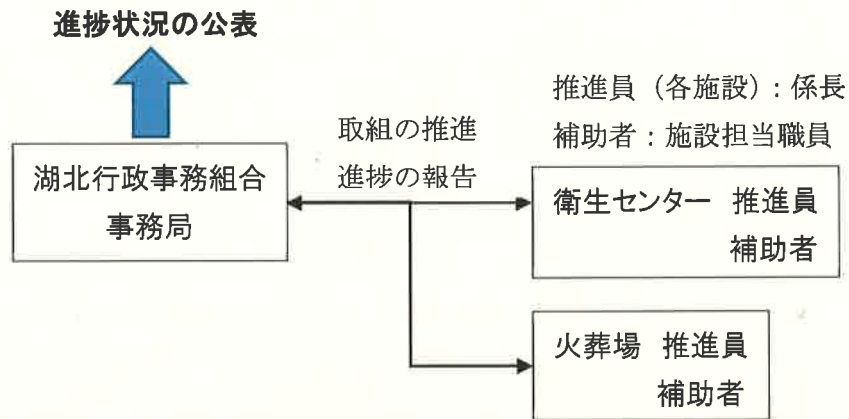
本計画は、PDCAサイクルにより環境負荷等の低減に向けた取組を実践するとともに、地球温暖化対策推進法の規定により毎年度の進捗状況を公表します。また進捗状況を確認する中、必要に応じて計画・目標値などの見直しを行います。



(2) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、施設ごとに推進員及び補助者を設置し、事務局と推進員が連携し、取組内容を推進するとともに、進捗状況の確認を行います。

また、「環境保全推進会議」を必要に応じて開催し、取組状況の確認やその他必要事項について協議を行います。



湖北行政事務組合環境保全率先実行計画

- 発行年月 / 2025年4月
- 発行 / 湖北行政事務組合
- 編集 / 湖北行政事務組合事務局